

医療機関群のあり方等について

次回診療報酬改定（平成28年を想定）における医療機関別係数の見直しに向けて、医療機関群のあり方等について検討を行う。

- ・ 医療機関群のあり方等については、平成26年6月23日、7月28日のDPC評価分科会において議論が行われた事を踏まえ、以下のように方向性を決定することとしてはどうか。

(1) I群のあり方について

- ・ 大学病院本院を一律にI群として評価することについてどのように考えるか。

[挙げた意見]

- 大学病院本院の中には、病院によって地域において担う機能が様々であること、また分院に機能を移している病院等があることから、診療実態のバラツキが大きいのではないかという指摘がある。

[対応案]

- 原則としてI群を大学病院本院として評価することを維持してはどうか。
- 以下の病院に特別調査（ヒアリング）を実施し、今後の取り扱いを検討することとしてはどうか。
 - ・ I群の中で分院に機能を移している病院
 - ・ 総合的な機能の一部（精神科病床など）を備えていない病院

【考え方】

- ・ 大学病院ではその他の病院と異なり、高度な医療技術や先進的な医療技術の開発、学部教育を行っていることから、大学病院はその他の病院とは分けて考えるべき。
- ・ 分院に機能を移している大学病院や、総合的な機能の一部（精神科病床など）を備えていない大学病院に関して実態を把握し、大学病院として望まれている適切な機能を果たしているのか検討する必要がある。

(2) II群のあり方について

- ・ II群の基本的な考え方「I群（大学病院本院）に準じる病院」についてどのように考えるか。

[挙げた意見]

- II群の基本的な考え方については、医療提供体制全体の見直しの方針等を踏まえ検討する必要がある。
- II群の選定要件の基準値として独自の絶対値を作るべきではないか。

[対応案]

- II群の病院は地域における機能を要件として、それを満たす病院としてはどうか。
- そのための絶対値による基準値の選定については引き続き検討することとしてはどうか。

【考え方】

- ・ 今後は、地域における医療機関の機能の観点も、要件として考慮していく必要があるのではないか。
- ・ 絶対値を基準値にした場合に、それを目指して診療行為がゆがめられる可能性があるため、基準値の策定にあたっては慎重な検討を要するのではないか。

(3) Ⅲ群のあり方について

- ・ Ⅲ群を細分化すべきか。あるいは、細分化せず機能評価係数Ⅱで評価する場合、どのような視点があるか。

[挙げた意見]

- Ⅲ群の中にも規模が小さくても、専門性の高い高度な医療レベル、医療の質を持った医療機関があり、必ずしも診療の科目数が多ければレベルが高いというわけではないことを踏まえ、見直しをしていくべきではないかという指摘がある。
- Ⅲ群の中で医療レベル、医療の質を上げたとしても基礎係数により画一化しており、現状、機能評価係数Ⅱでは十分に評価されていないのではないかという指摘がある。

[対応案]

- Ⅲ群の細分化は行わないこととしてはどうか。

【考え方】

- ・ 専門性の高い高度な医療レベル、医療の質を持った医療機関であっても、それぞれの機能評価係数Ⅱの項目において評価はされていないか。【参考資料①】

(4) 医療機関群および基礎係数・機能評価係数Ⅱの基本的な考え方の整理

- ・ これまでの診療報酬改定の経緯や、医療提供体制全体の見直しの方針等を踏まえ、医療機関群と、基礎係数・機能評価係数Ⅱによる医療機関の機能評価のあり方についてどのように考えるか。

[挙げた意見]

- 「基礎係数」および「機能評価係数Ⅱ」は、医療機関群別の評価となってお

り、医療機関群の考え方は、それぞれの医療機関別係数のあり方と共に検討する必要がある。

- 医療レベル、医療の質を上げたとしても基礎係数により画一化されており、現状、機能評価係数Ⅱでは十分に評価されていないのではないかと指摘がある。

[対応案]

- 基礎係数・機能評価係数Ⅱの重み付けの見直しを検討することとしてはどうか。

【考え方】

- ・ 機能評価係数Ⅱの重み付けを見直すことで、さらに医療機関の医療の質向上に対する努力を評価することができるのではないかと。【参考資料②】

(5) 激変緩和措置のあり方について

- ・ 激変緩和措置は現行のまま継続すべきか。継続すべきでない場合、どのような対応が必要か。

[挙げた意見]

- 平成24年改定および平成26年改定において、出来高部分も含めた推計報酬変動率が±2%を超える場合には激変緩和措置として±2%を超えないよう暫定調整係数を調整する措置を行ったが、引き続き当該措置を継続した場合、変動の猶予分が蓄積していく可能性があり、調整係数が廃止となる時点において収入の変動が集中する可能性がある。
- 従来の調整係数を基礎係数と機能評価係数Ⅱへの段階的な置き換えを進めることで、従来の調整係数が高い病院あるいは低い病院の収入が大きく変動していく可能性があるが、当該病院の地域医療における位置づけや診療内容等を踏まえ対応を検討する必要がある。

[対応案]

- 実態を把握するためにも特別調査（アンケート）を行ってはどうか。
- 特別調査（アンケート）を踏まえた上で、激変緩和措置の方向性を決めることとしてはどうか。

【考え方】

- ・ 激変緩和措置対象病院については、激変緩和措置対象となった理由が不明確である。激変緩和措置対象病院の実態を把握することによって激変緩和措置の今後の対応を検討することができるのではないかと。